

## 善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する第1号事業を行う事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定及び善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年制定）第10条の規定に基づき指定を受けようとする者は、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（第1号様式）に、関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（第2号様式）又は善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(指定の更新等)

第3条 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の指定の更新をしようとする者は、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（第4号様式）に、関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、更新の可否を決定し、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（第5号様式）又は善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第4条 指定事業者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは1月前までに、再開する場合にあっては再開しようとする日の10日以内に、善通寺市介護予

防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（第8号様式）により、市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第5条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、善通寺市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消・停止通知書（第9号様式）により、当該指定の取消し又は停止に係る者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業を行う事業者の指定に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。